

平成28年白老町議会全員協議会会議録

平成28年12月 9日（金曜日）

開 会 午後 1時10分

閉 会 午後 1時35分

○議事日程

1. 特別会計の再編について
-

○会議に付した事件

1. 特別会計の再編について
-

○出席議員（12名）

1番 山田和子君	3番 吉谷一孝君
4番 広地紀彰君	5番 吉田和子君
6番 氏家裕治君	7番 森哲也君
8番 大淵紀夫君	10番 本間広朗君
11番 西田祐子君	12番 松田謙吾君
13番 前田博之君	14番 山本浩平君

○欠席議員（2名）

2番 小西秀延君	9番 及川保君
----------	---------

○説明のため出席した者の職氏名

教 育 長	安藤尚志君
財 政 課 長	大黒克己君
学校教育課食育防災センター長	葛西吉孝君
生活環境課長	山本康正君
財 政 課 主 幹	富川英孝君
財 政 課 主 査	柳澤浩章君
学校教育課食育防災センター主査	久末雅通君
財 政 課 主 事	鈴木哲君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	南光男君
主 査	増田宏仁君

◎開会の宣告

○議長（山本浩平君） それではただいまより全員協議会を開会いたします。

（午後 1時10分）

○議長（山本浩平君） 本日の全員協議会の案件は、特別会計の再編についてであります。それでは担当課からの説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは少々時間をいただきまして、特別会計の再編について、資料に基づいてご説明をさせていただきたいと思っております。今回の再編する会計につきましては、白老町墓園造成事業特別会計と白老町学校給食特別会計の二つの会計でございまして、この特別会計を28年度をもって廃止して、これらの事業等については一般会計にて予算を措置し、今後執行行いたいという考えてございましてこの件について説明をさせていただきたいと思っております。

資料の2番目でございますが、事業の概要といたしましてはまず白老町墓園造成事業特別会計については、平成10年に設置してございまして、目的としましては墓園造成事業の円滑な運営と経理の適正化を図るというものでございます。事業規模について記載のとおりでございますが、墓園造成は必ずしも特別会計で実施しなければならないわけではございませんが、特にこの造成するに当たって起債を発行する起債を借りてですね事業を行うためには、特別会計にして企業会計のお金を借りるという前提でつくったものでございます。

それから（2）白老町学校給食特別会計につきましては、昭和51年の設置でございます。学校給食法に基づく学校給食の円滑な供給とその経理の適正化を図るという目的でつくられたもので、事業規模については（平成28年度当初予算）で6,400万ぐらいの予算規模となっております。

それでは今回なぜ廃止をさせていただくのかという部分でございますが、墓園造成事業会計につきましては、平成28年度におきまして造成事業に係る地方債残高2,779万4,000円全て繰り上げ償還をして債務を解消したということ。それから29年度以降原則として歳出を生じない会計となること。ここには記載ありませんが今後この墓園を造成する計画は現在のところはないということを判断してございまして、会計は廃止すべきという結論に達したものでございます。

また白老町学校給食特別会計につきましては、他自治体状況を勘案するとともに、物価変動に左右されることのない安定的な給食の提供を目的としたいと、そういうことで一般会計化したいということでございます。今後給食費の徴収状況とともに食育等の事業展開を想定したときには、税等による負担等による一体的な事業展開の必要性というところも今後の発展も考慮した上で一般会計化するものとして特別会計は廃止するという考えでございます。この学校給食と特別会計につきましては、詳細につきましては後ほど担当課のほうから説明をさせていただきたいと思っております。なお、この2会計の廃止条例の議会への提案につきましては、予算編成の関係から1月か2月の開催予定の定例会において上程させていただきたいと考えてございます。4. 廃止後の運用等につきましては、この2会計は他の特別会計とは性質が異なりまして、いわゆる決算統計上も普通会計とし

て一般会計のほかにこの2会計を足したものを普通会計として扱っているものでございますので、特に健全化指標等の取扱いにも実質的な変更は生じるものではございません。また白老町墓園造成事業基金条例に基づきまして、基金も設置してございますが、これにつきましても平成28年度末をもって廃止したいという考えを思っております。私のほうから以上でございます。

○議長（山本浩平君） 葛西食育防災センター長。

○学校教育課食育防災センター長（葛西吉孝君） 次のページお開き下さい。学校給食特別会計に係る一般会計への移行についてでございます。まず前座で会計移行に関する概要ということになりますけど朗読さしていただきたいと思っております。学校給食については賄材料等の購入を目的とし、「白老町学校給食特別会計条例」に基づき会計の取り扱いを行ってきたところですが、給食費の納入状況によっては献立内容への影響を生じることもあり、こういった状況を解消し安定した献立作成及び給食提供を行うためには、年間を通して計画的に収支を見通せる予算の確保が必要となります。このため、月々の納入状況における影響を受けず、年間を通じて安定的な給食の提供・資金運用を図るため、特別会計条例の設置を廃止し、平成29年度より一般会計予算とし予算計上を行っていきたいというものであります。この概要を受けまして【一般会計化におけるメリット】ということですが4点ほど挙げさせていただいております。1点目ここの重点のところは月々の給食費の徴収率これに関係なく、給食の食数の実態に即した資金運用が年間を通して可能になるということでございます。2点目この資金運用を基に先ほども申しましたが、納入状況の影響を受けずに安定した献立の作成が年間を通して見通しがきくということでございます。3点目ですがそれら資金運用、また安定した献立作成これらが進められることによりまして、年間を通して栄養価の標準化が図っていただけるということでございます。4点目これは事務方のほうの話なのですが、ことしと昨年となかったのですがその前の年までは給食費の歳入が足りないということで、一般会計から一時借入をおこして各業者さんに支払ったという事実があります。毎月25日が納入期限なものですから、給食費が集まったときに一般会計に戻すということを年に3回ないし4回行いながら資金運用をして材料を購入していたという実態が実はございました。これらのことを解消するために一般会計化にしていきたいということでございます。最終行き着くところは児童生徒への栄養価の標準化これを間違いなく進めていきたいというところが大きなメリットになるのかなと思っております。それからデメリットの部分ですが、一般財源化にすることによりまして万が一ですけど給食費の徴収が不足した場合、一般財源から持ち出しをして収支決算を成立させるということがデメリットになるのかなと思っております。ただ私ども現場の担当職員としましては、これについては今までの特別会計と同じように100支出するものは100徴収すると絶対的条件と思っておりますので、この部分については努力をしながら一般財源のほうに穴をあけないという姿勢で臨んでこれからも臨んでいきたいと思っております。

次の表ですけれども過去5年間の収納率ということで（平成23年度から27年度）の徴収率を記載しております。大体一番下の平均しますと現年度分97.88%、滞納繰越分17.76%ということで毎年現年度で98%少し切るぐらいぐらい、滞納繰越で18%を切るぐらいということで、前にお話をしましたけど平成8年度からの資料を私ども持っておりますが、ここ数年は相当高い水準で徴収率のほう

も推移してございます。社会情勢、経済状況等によっては流動的な部分がありますので気をつけながら十分その手当てはしていきたいと思っております。

次のページごらんいただきたいと思っております。一番上の表ですけれどもここにつきましては【歳入・歳出・充足率状況】を載せさせていただいております。これも過去5年間にさかのぼりまして、数字を掲載してございます。やはり一番問題になるのが一番右側の充足率。ほぼ100%超えてはおりますが、平成24年度ここだけ99.71%ということで、本来100を100として子供たちに返さなければならないところが返せなかったところなんです。この大きな要因は3月までの献立を1月中に大体立てるわけです。私どものほうでは、3月末の献立で資金が何ぼいるのか予測を立てた中で献立を練り上げます。どうしても物価の動向ですとか、徴収率の入り具合が悪いこういった事態が起きたところではどうしても足りないという事態が実際特別会計の場合は起きているというところがこの現実でございます。一人当たり換算しますと約55円、年間の食数で足りない不足したといった事態になっております。ほかの年度は100%以上の充足率を超えているということになってございます。

次の表でございます。【道内の会計区分状況】ということで、私ども一番左側の共同調理場になります。調理場数、一般会計では76調理場が一般会計財源で運用している。私会計では55調理場が給食運営をしている。特別会計が2カ所この2カ所は前にもお話をしていると思うのですが私どもとお隣の登別市、全道でこの2カ所だけが特別会計を組んで給食の材料購入をしているということになってございます。私会計の部分につきましては今でも全国的には学校長を出納員として指定しまして、学校で調理をするといわば自校方式です。そこで調理をするので学校で食材費を集めて校長管理の基、食材を購入して学校で調理をするというのが主な私会計です。文部科学省では私会計ではどうしても事故が起きる可能性が高いので、法会計に移していきなさいと通達がでていたのですがなかなか進んでいない状況であります。ただ全国的にも法会計に移行していこうということで手続きを踏んでいる各自治体がふえてきているというのが実態になってございます。

次の【歳出入科目】ですが、近隣にお聞きしました。一般会計でやっている室蘭市、伊達市、安平町、厚真町、浦河町この給食費の歳入の部分ですが、諸収入・雑入で受けているのです。歳出の部分ですけど、管理運営経費、学校給食の管理運営経費の需用費の賄材料費という組み方をしています。ただ管理運営経費の需用費となりますと光熱費、修繕費、消耗品から全部入ります。その中の一つに賄材料費という歳出を設けて支出しているという実態になってございます。新ひだか町が少し変わりました給食費の負担金という名目で歳入を受けています。支出のほうも事務経費、管理運営経費のほかに調理費という項目を設けています。その需用費の賄材料費で支出をしているということでもございました。

次に【平成29年度予算事業名】ということで、私どもの考えなのですが施設管理運営経費の中にまぜてしまうと賄材料費の部分が透明化が図れないだろうという部分がありますので、私ども特別会計の流れの中で一般会計を移していくのですから、うちは事務経費と管理運営経費をもっていますので、そのほかにこれが決定になるかどうかわかりませんが食材経費という需用名を一本持ちまして、その需用費の中で賄材料の専門の科目を立てていきたいと考えております。それによって歳出入の透明化を図っていきたいと今のところ考えているところでございます。簡単ですけど説

明については以上で終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま説明がございましたけれど、この関係は3月に上程ということでありますのでこの内容について細かいことでも、わからないことでも、どのようなことについても構いません。内容について聞いても構いません。質疑のございます方はどうぞ。

11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 給食費のことで今回特別会計から一般会計のほうに移ったということですが、昨年の9月の決算審査特別委員会のほうでこのことについて質問させていただいております。そのときに副町長は学校給食法の中では施設が行政、給食費は保護者がと明確にされています。法的契約ですから特別会計でもない学校給食かそういう形か一般会計でもない、特別会計でもない保護者の給食会とつくっているところもあるけれども、それは自治体の考え方だと白老町としては基本的な考え方は学校給食法に基づいての位置づけだと押さえていますと答弁されています。ですから今後もその考えは変わらないと明言されていました。それで今回変えられるとなりましたけど、なぜこのように政策変更になったのか、今回説明された中の1ページ特別会計に係る一般会計の移行のところで、一般会計化におけるメリット1番、2番、3番これは私が前から知っていることですけど、反対に一般会計におけるデメリットこちらのほう強調されてだめだといわれてきたんですけど、その中で今回なぜデメリットが大きいからだめだといわれてきたのに政策変更になったのか理由をお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 今議員のほうからお話ございましたように、政策転換という言葉が当てはまるかどうか私自身も理解できない部分がありますが、確かに納め方として会計が移動するわけですからその形は変わるのかなと理解しております。学校教育法の趣旨といいますか基づく考え方というのは法の解釈を変えるとか法を逸脱するというのではなく、先ほどセンター長のほうからも説明いたしましたけど学校給食に対するニーズが多様化してきております。1つには食育の充実がますます求められておりますし、今年8月本町において個別にアレルギー対応の給食がスタートいたしました。そういった対応化するニーズの中で食材を安定的に供給していくことが非常に重要だと考えておりますし、何よりも子供たちの成長を支えていく教育委員会としての重要な責務であると考えております。そのようなことから今回特別会計から一般会計のほうへ変更お願いするところでございます。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 一般会計におけるメリットはそういう意味だということは理解しました。先ほどいいましたデメリット一般財源から補てんしないといけなくなる状況が生じるからだめだよといっていたんですけど、今回それにもかかわらず一般会計に移行するということは、この辺の手当てをどのように考えているのか、給食費の集金というのですかこのような形でチェックして赤字会計にならない形に持っていけるのかその辺お伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 葛西食育防災センター長。

○学校教育課食育防災センター長（葛西吉孝君） 徴収の関係のご質問ですけど、一般会計になっ

て一般財源化になりましても特別会計のときと同じように徴収の部分は進めていきます。あくまでも入るところが一般財源のほうに給食費が入るわけであって、特別会計ではないということであって保護者の負担は今までどおりしていただくということで、徴収率を下げないような手立ては今までと同じように個別訪問なりして仕事を進めていくということになるかと思えます。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） はい、わかりました。私は今まで長いこと願っていたので、今回このような形になったのでぜひ子供たちの食育、そういうものを成就させていただくように願っておりますのでぜひ頑張ってやっていただければと思っております。以上です。

○議長（山本浩平君） ほか。5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 5番吉田です。基本的なことは変わらないと思うので確認の意味でお伺いしたいと思います。一般会計になっても子供たちの給食っていうのは、あくまでも給食費の賄材料費を用意してやっていくという基本的な考え方は変わらないと思うのですがその点の確認をしたいと思いました。

○議長（山本浩平君） 葛西食育防災センター長。

○学校教育課食育防災センター長（葛西吉孝君） 今議員のおっしゃったとおり給食費100に対して支出を100と基本的な考えは変わりません。これから違うところが例えば先の大震災のような大きな災害がおきたときに、これはいいのかあれなのですが、今までは特別会計の枠の中でほうれん草を使いたいけど小松菜にするとか、もやしにするとか、デザートも43円のものをつけたいけど35円にするとかやり繰りを実はしてきております。それは栄養価が満たしていないかといえば栄養価は満たしております。ただ子供たちへ出す給食の嗜好としてそれでいいのかというところがあるかと思えます。そのときに何をしたかということ茨城、群馬の野菜は購入できませんので、九州方面から約3倍から5倍の野菜を仕入れてやり繰りした経緯があります。一般財源化になった場合についてはその部分については町側とお話をして、子供たちへ不自由をかけないようなことを進めていくということは一つの考え方として、一般財源化にすることによって出てくるかと思いません。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 3番目の資料に三重県の鈴鹿市の例が載っていますが、全国的に札幌市や苫小牧市アスベストの関係で自前で給食をつくっているところは渡せなくなってその分はお返しするとニュースで出ておりますけど、ことし北海道は台風の影響でかなり野菜の高騰、魚介関係の高騰がかなりあります。そういった部分での物価上昇による先ほど、おっしゃったほうれん草を薬物に変えるといった考え方もあると思いますが、当然材料的に皆さんからいただいたものよりも高騰が続いて変わらなければならないとその差額が出てきたときには、一般会計になったときにはやりやすい、使いやすいという意味はないのですが、いざというときにはそういうものが使えて子供たちに支障のない形の給食提供をできるということが基本にあるのかなと、それがなければならぬと思うのですがその辺確認をしたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 葛西食育防災センター長。

○**学校教育課食育防災センター長（葛西吉孝君）** まさに議員のおっしゃったとおり一般会計化するということは先ほど教育長からお話がありましたけど、子供たちへの食育なり安定した給食の提供ここが大前提原点にありますので、そこを落としてやるということにはならない。今まで特別会計の場合はどうしてもそこの枠の中で何かから何までやらないといけないということがありましたので、最善の努力をした結果でそこにおぼつかない場合については財政当局再度とお話をさせていただいて、もしかすると非常事態には補正という部分もないことはないのかなと思ってございます。以上でございます。

○**議長（山本浩平君）** ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（山本浩平君）** 質疑なしと認めます。

◎閉会の宣告

○**議長（山本浩平君）** これをもちまして特別会計の再編についての説明を終了いたします。

（午後 1時35分）